

エコマーク商品類型

「時計 VERSION1.0 (認定基準公開案)」に対するパブリックコメント

1. ポリ臭素化ジフェニルエーテル (4-1-1(3))

「水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、およびそれらの化合物、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)・・・を処方構成成分として添加しないこと」として欧州の RoSH 指令を念頭に記載されている。P B D E には、ペンタ-BDE、オクタ-BDE およびデカ-BDE があり、2004 年 5 月に安全性に関して科学的な検証に基づいたリスクアセスメントの結果、デカ-BDE については無害と判定された。従って、RoHS の使用禁止対象難燃剤は、PBB、ペンタ-BDE とオクタ-BDE の 3 物質に限定されている。

従って、上記のポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)を対象にするのは過剰な規制であり反対する。安全性に関して科学的に検証されている具体的な化合物 (PBB, ペンタ-BDE、オクタ-BDE) についての規制とする内容としていただきたい。

なお、ポリ臭化.....の表現となっておりますが、ポリ臭素化.....の表現が好ましいと考えます。ご検討ください。

2. 有機ハロゲン化合物 (4-1-1 (4))

「25g 以上のプラスチック材料は、ハロゲン系元素で構成されている樹脂を使用しないこと。また、有機ハロゲン系化合物を処方構成成分として添加しないこと。」と有機ハロゲン化合物を対象としているが、有機ハロゲン化合物の表現は非常に広い表現であり、上述の臭素系難燃剤 (ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)も臭素系難燃剤である)も有機ハロゲン化合物であり、フッ素系化合物や塩素系化合物も有機ハロゲン化合物である。

中でも、臭素系難燃剤については、4-1-1(3)で RoH S 指令にほぼ類似した規制にしながら、4-1-1(4)では臭素系難燃剤も含む有機ハロゲン系化合物と広い表現で規制、即ち 4-1-1(3)で使用禁止除外した臭素系難燃剤も含む表現で使用禁止としているところに矛盾が生じている。

有機ハロゲン化合物との表現ではなく、適切な表現の規制の内容としていただきたい。

意見への対応

- DecaBDE の取扱について -

エコマークでは、認定商品に難燃剤として多臭化ビフェニル(PBB)、多臭化ジフェニルエーテル(PBDE)および短鎖塩素化パラフィンを使用することは 1998 年 10 月以来認めていません。その理由は、これらの化学物質は適正な管理がなされない燃焼などの状態下では、他の塩素化合物や臭素化合物に比べてダイオキシンやフランを極めて生成しやすい物質だからです。すなわち、環境へのダイオキシンやフランの放出量を減少させ、蓄積量の増加を防ぐ観点から、これらの物質の難燃剤としての使用は望ましくないと考えています。

EU の RoHS 指令において、ご指摘のような議論がおこなわれているのは事実ですが、これは DecaBDE の毒性評価という観点からの議論であり、上記エコマークでの使用回避の趣旨とは異なります。したがって、現時点において DecaBDE の使用を認めることは考えておりません。

- 有機ハロゲン化合物について -

4-1-1.(3)と同(4)の基準項目については、各基準項目で設定している対象部位、物質が異なります。したがって、それぞれの基準項目を満たす必要があります。原案のとおりとします。

以上